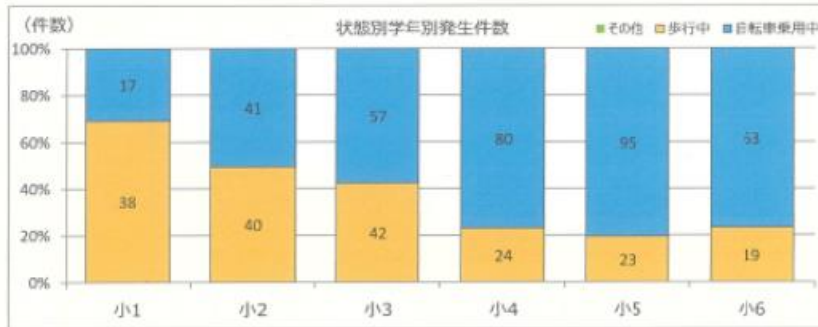


子どもたちの自転車事故を防ぐために

—自転車使用時には必ずヘルメットを着用させてください—

都内小学生の交通人身事故年間発生状況の推移をみると、令和6年は544件の事故が発生し、令和5年度の561件をやや下回る状況となりました。左のグラフ（警視庁資料）は、「状態別・学年別発生件数」を表したものです。高学年になるほど自転車乗用中の事故発生割合が高くなっていますが、特に5年生の発生件数が多いことが分かります。このことから、



①交通ルールを守ること
②ヘルメット着用の重要性

が理解できます。

これまでも警察等関係機関にもご協力をいただき、区内全児童のヘルメット着用の徹底を図っているところです。子ども自身が自分の命を守ろうとする安全意識の向上が何より重要です。子どもたちの健康と安全を守り、かけがえのない命を大切にしたいと願う趣旨をご理解のうえ、下記の点について、ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 一人で自転車に乗ることができる学年

学校では、毎年自転車安全教室を実施(PTAが主催している学校もあり)しています。この自転車安全教室を終えた3年生以上の子どもに限り、保護者の責任において一人で自転車に乗ることができるようになります。自転車安全教室では、次のようなことを学習します。

- ①自転車は、自転車専用道路又は歩道（車道側）を走る。車道を走る時は、左側の端を走る。
- ②交差点などでは一時停止して、左右の安全を確かめる。
- ③自転車で走行するとき、二人横に並んで走らない。
- ④乗る前に必ずブレーキの点検をして、ヘルメットを着用する。 など

※1・2年生や自転車安全教室を受けていない子どもは、保護者の付き添いのもとで自転車に乗るようにしてください。

※キックボードやスケートボード、ジェイボードなどは、車道や歩道などの公道では乗らないよう指導しています。許可された安全な場所で乗るよう、ご家庭でもご確認ください。

2. ヘルメットの着用

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用努力義務が課されることになりました。また、保護者は子どもを自転車に同乗させる、もしくは、子ども自身が自転車を運転する際、ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。子どもは大人に比べて体重に対する頭の比重が重く、転倒の際は頭にケガをしやすい傾向があります。たとえ致命傷にならなくても、頭部を損傷すると様々な症状(麻痺、精神不安など)を引き起こすことがあります。子どもの同乗時および乗車中は必ずヘルメットを着用させ、頭を守るということがとても重要だと言えます。

☆ヘルメットの着用率

(品川区立小学校・義務教育学校)

令和6年9月 調査)

	①ヘルメット着用してない	②ヘルメット時々着用	③ヘルメット常時着用
1年	2.8% (4.7%)	15.2% (17.9%)	75.4% (72.4%)
2年	2.9% (3.0%)	19.1% (16.7%)	77.4% (77.0%)
3年	3.7% (1.5%)	12.5% (11.4%)	82.4% (83.7%)
4年	2.9% (2.8%)	11.9% (13.8%)	82.1% (80.9%)
5年	5.0% (4.9%)	14.9% (12.9%)	76.0% (78.8%)
6年	7.6% (7.8%)	18.7% (16.3%)	68.0% (70.1%)
平均	4.1% (4.0%)	15.3% (14.7%)	76.8% (77.4%)

※自転車に乗る児童に対する割合：自転車に乗らない児童は除く ()内はR5年度の割合

上記の表は、昨年9月に品川区立全小学校及び義務教育学校の1～6年生児童を対象に、自転車用ヘルメットの着用率を調べた結果です。昨年の3・4年生は80%を超える子がヘルメットを常時着用していますが、それ以外の学年は80%を下回る結果となりました。「常時着用」と「時々着用」を合わせると、6年生以外の学年で90%を超える数値となりましたが、これで安心というわけにはいきません。今後も、ぜひお子さんが自転車を使用する際には、必ずヘルメットを着用するよう、各ご家庭でご指導ください。

学校長会では「子供たちが安全に自転車に乗る」という観点から、ヘルメット常時着用率100%を目指しています。令和5年度の調査では、全校児童が常時着用しているという学校もありました。自転車に乗る時には誰もが当たり前のようヘルメットを着用する社会をつくり、交通事故によるけが等から子ども達を守りたいと考えています。

3. 自転車保険に入りましょう

東京都では条例が改正され、令和2年4月1日から自転車利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。近年、たとえ子どもであっても、相手にけがを負わせたり物を壊したりした場合は、多額の賠償請求が課せられる事案が多くなっています。小学生が相手に重傷を負わせ9500万円の賠償請求が出されたケースもありました。自分のためにも、相手のためにも、ぜひ保険に加入されるようお願いいたします。詳しくは、最寄りの警察署や自転車販売店、又は保険会社等にお問い合わせください。

お子さんの自転車購入時には

- ①基本的な交通ルールは、保護者がしっかりと教えましょう。
- ②ヘルメットも同時に購入し、常時かぶらせて運転させましょう。(着用努力義務)
- ③自転車安全教室未終了の児童は、大人が付き添って乗るようにしましょう。
- ④未就学児等を保護者が同乗させる場合も、ヘルメットをかぶらせましょう。
- ⑤自転車購入時等に、保険に加入するようにしましょう。